

## \* 生活困窮者自立支援事業 \*

・生活困窮者自立支援法の施行により、平成27年4月1日から全国的に相談窓口の設置が義務付けられ、東村山市でも東村山市暮らし・しごとサポートセンター『ほっとシティ東村山』と称し、相談窓口を開設いたしました。その法律の中で、生活困窮者の自立の促進を図るための必須事業として

①自立相談支援事業

②住居確保給付金

任意事業として

③就労準備支援事業

④一時生活支援事業

⑤家計相談事業

⑥子供の学習支援事業

⑦その他の自立の促進を図るための事業の支援に関する措置を講ずるよう示されました。東村山市としては、必須事業である①、②と任意事業である⑥を平成27年度より行っています。今後、更なる事業の充実のため、任意事業の拡大を検討しています。

・『ほっとシティ東村山』相談報告（平成27年8月31日現在）

① 一日の平均来所者数 ※同一人物において、2回目以降の来所は「継続相談者」にてカウントする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
稼働日数(日)	21	18	22	22	21								104
新規来所者(人)[実人数]	51	60	58	52	59								280
一日平均(人)	2.43	3.33	2.64	2.36	2.81								2.69
継続来所者(人)[延べ人数]	43	65	131	102	107								448
一日平均(人)	2.05	3.61	5.95	4.64	5.10								4.31
合計来所者(人)[延べ人数]	94	125	189	154	166								728
一日平均(人)	4.48	6.94	8.59	7.00	7.90								7.00

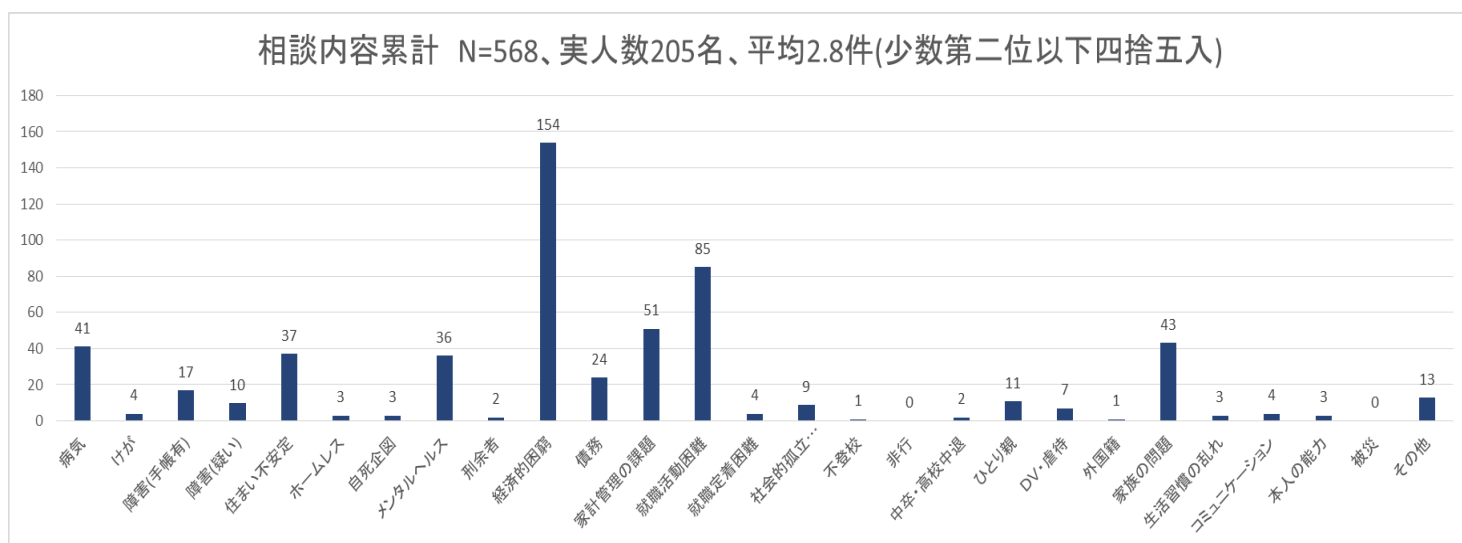
② 継続相談者の年齢・性別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代~	単位:(人)	
									計	割合
男	0	10	15	21	26	19	18	4	113	55%
女	1	10	11	17	12	16	18	7	92	45%
計	1	20	26	38	38	35	36	11	205	100%
割合	0.5%	9.8%	12.7%	18.5%	18.5%	17.1%	17.6%	5.4%	100%	

③ 相談経路

		市役所											ハローワーク	社会福祉協議会	地域包括支援センター	民生委員	村山苑	市議会議員	新聞	テレビ	知人・家族	その他	不明	計
		生活福祉課	高齢介護課	障害支援課	子ども総務課	子育て支援課	保険年金課	納税課	総合案内	ホームページ	市広報													
件数	84	3	4	2	5	1	8	14	5	3	2	10	10	4	0	2	1	2	11	26	8	205		
割合	41.0%	1.5%	2.0%	1.0%	2.4%	0.5%	3.9%	6.8%	2.4%	1.5%	1.0%	4.9%	4.9%	2.0%	0.0%	1.0%	0.5%	1.0%	5.4%	12.7%	3.9%	100%		

④ 相談内容



⑤ 終了者の状況

単位:(人)								
支援類型	就職	関係機関	福祉事務所	情報提供	見守り	辞退	その他	計
a	0	0	0	5	1	1	0	7
b	0	2	40	0	0	0	0	42
c	0	0	0	0	0	1	0	1
d	0	0	0	0	2	4	1	7
e	0	0	0	0	0	0	0	0
計								57

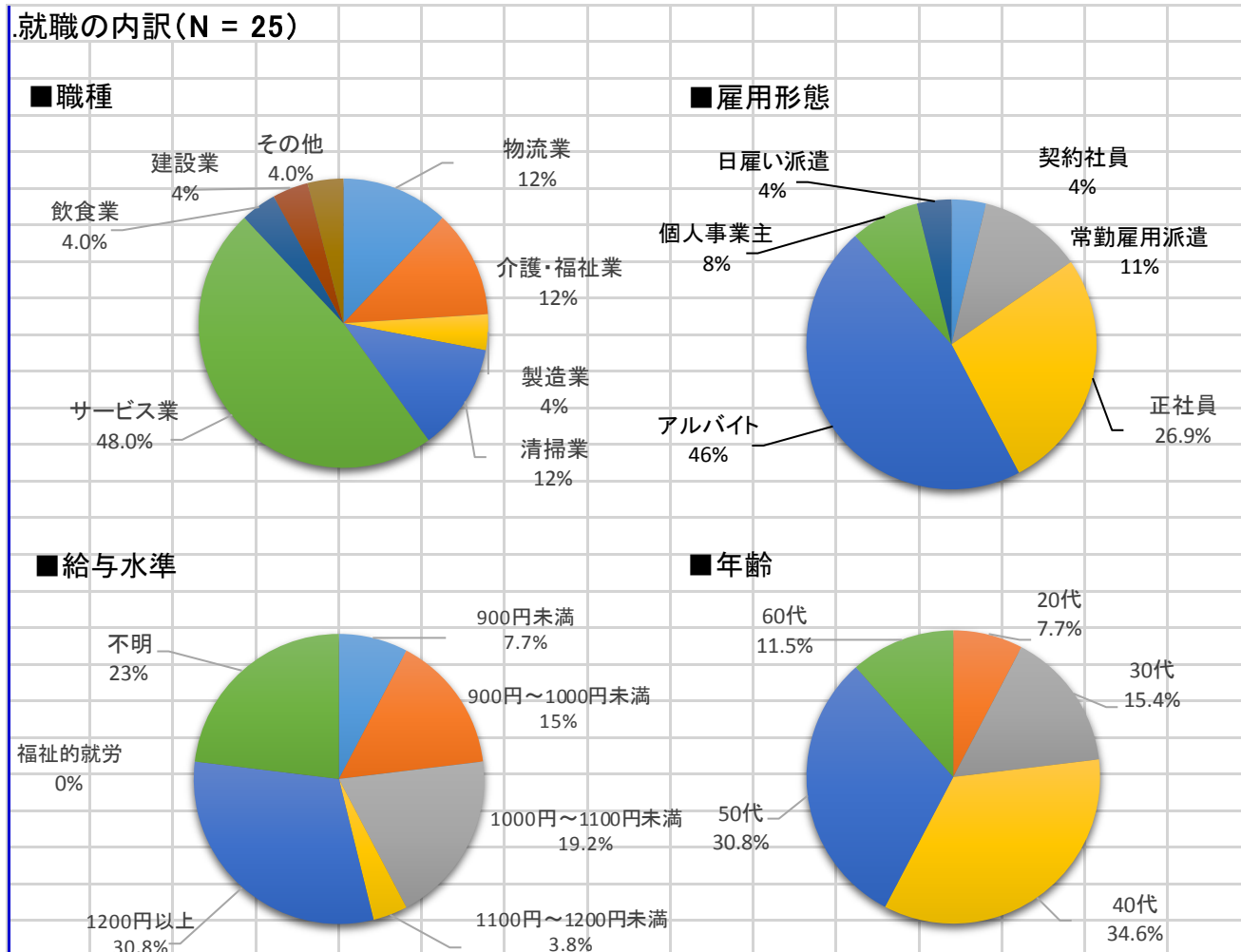
- a : 情報提供や相談対応のみで終了
- b : 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ
- c : 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む
- d : 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する
- e : スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

⑥ 就労支援

就労支援対象者数…57名

就職決定者数…25名

就職決定件数…26件



⑦ 住居確保給付金

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
a.申請件数	1	2	0	1	1								5
b.支給決定件数	0	3	0	0	0								3
c.常用就職件数	0	0	2	0	0								2
d.支給終了件数	0	0	0	0	0								0